

## 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション 運営規程

### (運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人社団永楽会が開設する介護老人保健施設メディケア・くれ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるように努める。
  - 3 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 4 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
  - 5 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上に努める。

### (施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 施設名      | 介護老人保健施設 メディケア・くれ         |
| (2) 開設年月日    | 平成15年7月30日                |
| (3) 所在地      | 広島県呉市中央二丁目6番20号           |
| (4) 電話番号     | 0823-25-8100              |
| (5) 管理者名     | 稲水 惇                      |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 ( 3450580075 号 ) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 管理者   | 1 名 (常勤兼務・医師と兼務)     |
| (2) 医師    | 1 名 (常勤兼務)           |
| (3) 介護職員  | 2 名 (1名常勤専従・1名非常勤専従) |
| (4) 理学療法士 | 1 名 (非常勤専従)          |
| (5) 管理栄養士 | 1 名 (非常勤専従)          |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (4) 理学療法士は、医師や介護職員等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(勤務体制の確保等)

第7条 従業者の勤務体制は、常に利用者に適切な施設サービス等ができるように定めたものとする。

- 2 施設サービス等は本施設の従業者によって提供するものとする。
- 3 管理者は、従業者に利用者へのサービス向上のために、その知識と技術を高め職務遂行能力の向上を図るため、講習会、研修会等の教育を受ける機会を与えるものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝祭日及び8月14日～16日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、10名とする。

(通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービス内容)

第10条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助等を行う。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 以下の加算項目を実施する。
  - ・ 入浴加算
  - ・ 栄養アセスメント加算
  - ・ 科学的介護推進体制加算
  - ・ サービス提供体制強化加算
  - ・ 介護職員処遇改善加算
  - ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算

（利用料その他の費用の額）

第11条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1）保険給付の自己負担額を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
  - （2）利用料として、食費、利用者の選定による日用品費、教養娯楽費、季節の行事代、おむつ代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。また、当該内容及び費用の変更を行う場合にも、同様とする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 通常の事業の実施地域を呉市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第13条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。
- （1）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（身体の拘束等）

第14条 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第15条 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第16条 当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は非常災害に備えて、次の通り対策を講じるものとする。

- (1) 防火管理者または火気・消防等についての責任者（管理者）を定める。
- (2) 自然災害、火災等の防災対策について、別に定める消防計画、風水害、地震等の災害の対応と業務継続のための計画を作成し、計画的な訓練の実施と防災用設備等の維持管理を図り、利用者の安全に万全を期さなければならない。
- (3) 従業者に対し、非常災害対策に関する研修を実施する。
- (4) 第3項のうち避難・救出、その他必要な訓練は年2回以上行わなければならない。
- (5) 訓練の実施にあたり、消防署、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(緊急時の対応及び事故発生の防止と対応)

第17条 サービス提供等に利用者に病状の急変、その他必要な場合には必要な措置を行うとともに施設医師（管理者）へ報告する。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼する。
- 3 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から次の対策を行う。
  - (1) 事故発生防止のための委員会の開催、指針の整備、従業者への研修を実施する。
  - (2) 事故が発生した場合、速やかに報告するとともに、市町村、利用者の家族等に連絡する。
  - (3) 事故の状況及び事故に際して取った対応について記録し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する。
  - (4) 前項の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(地域との連携)

第18条 当施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 当施設は、その運営にあたっては、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

第19条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 当施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 その他、施設職員の資質向上のために研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人永楽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(介護保険等関連情報)

第24条 当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施するものとする。また実施結果を公表するものとする。

(苦情処理)

第25条 当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当施設は、提供した通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスに

係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第26条 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又は防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第27条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
  - 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない運営に関する重要事項については、医療法人社団永楽会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

平成18年	4月	1日	一部改定
平成18年	7月14日		一部改定
平成21年	4月	1日	一部改定
平成22年	4月	1日	一部改定
平成23年	4月	1日	一部改定

平成24年	4月	1日	一部改定
平成25年	4月	1日	一部改定
令和3年	4月	1日	一部改定
令和3年	9月	1日	一部改定
令和4年	10月	1日	一部改定
令和6年	2月	1日	一部改定